



埼玉県報

第596号
令和7年(2025年)
3月4日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(警察・文書課)

告示

- 埼玉県総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告(共助社会づくり課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 令和7年度前期技能検定の実施(産業人材育成課)
- 令和7年度随時実施技能検定の実施(産業人材育成課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築安全課)
- 桶川都市計画下水道事業桶川公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 草加都市計画下水道事業八潮公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 県道三郷松伏線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道三郷松伏線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月4日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年埼玉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------------------------	--

を

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------------------------	---

に改め

る。

様式第4号から様式第10号までの様式中「年 月 日付で」を「年 月 日に」に改める。

様式第16号中

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------------------------	--

を

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------------------------	---

に改め

る。

様式第19号から様式第24号までの様式中「 年 月 日付けで」を「 年 月 日に」に改める。

様式第26号中

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------------------------	--

を

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------------------------	---

に改め

る。

様式第29号から様式第32号までの様式中「 年 月 日付けで」を「 年 月 日に」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月4日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年12月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社N T Tデータ東海 愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号
- 5 契約金額
380,503,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人志木総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ

二 代表者の氏名

増田 三枝子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県志木市柏町三丁目三番三十一―百六号

四 当該認定の有効期間

令和七年三月四日から令和十二年三月三日まで

告 示

埼玉県告示第百二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年三月四日

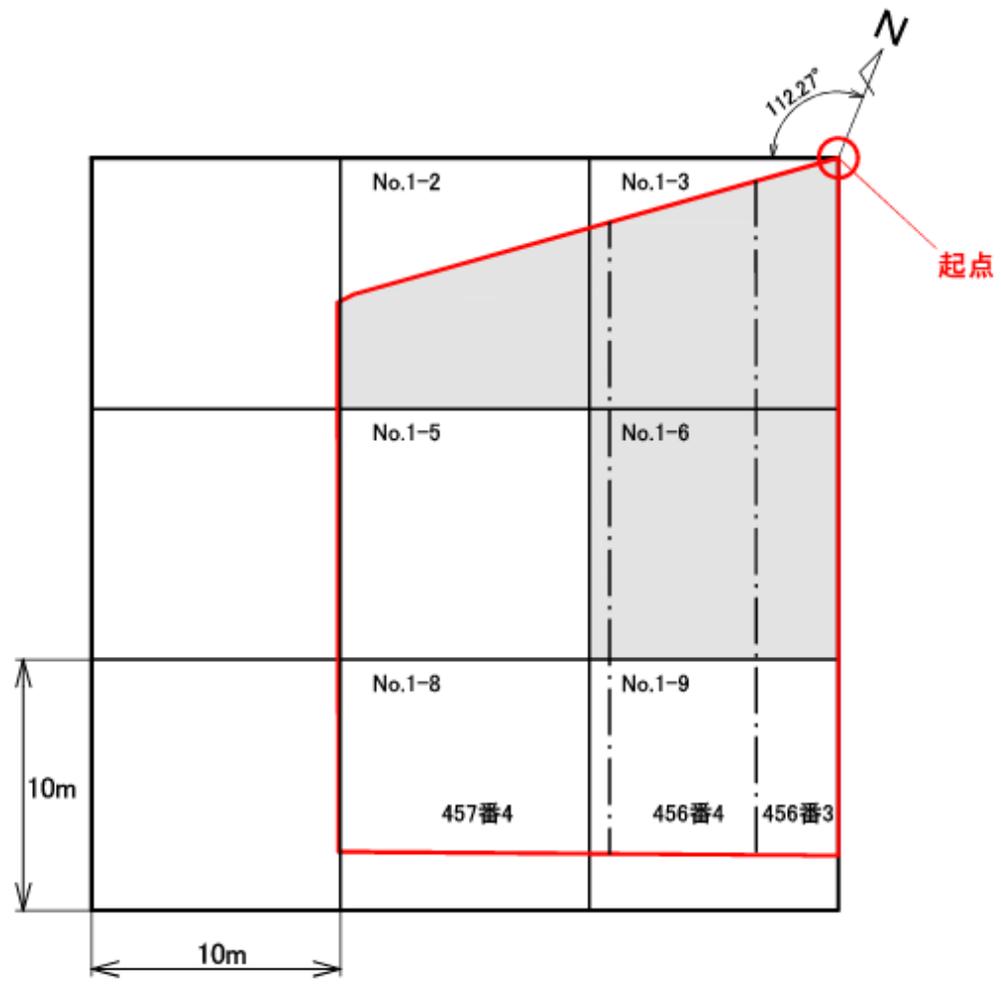
埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東四百五十六番三の一部、四百五十六番四の一部及び四百五十七番四の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



起点
起点は埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東456番3
の最北端とする
格子の回転角度 112.27°

- : 形質変更時要届出区域に指定する区画
- : 敷地境界
- - - : 地番境界

告 示

埼玉県告示第百二十八号

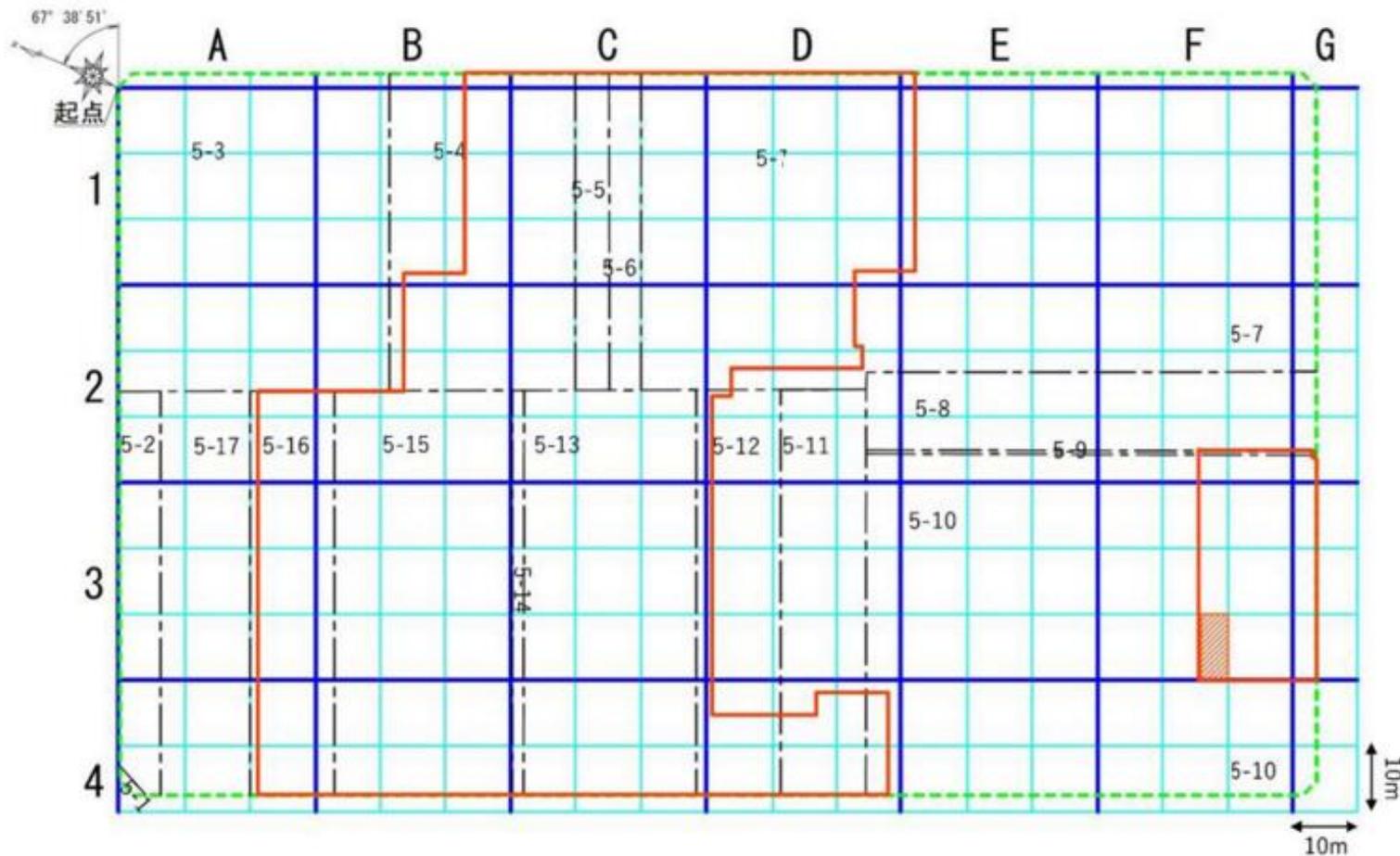
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
- 二 別図のとおり（埼玉県入間市狭山台三丁目五番十の一部）
- 三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は入間市狭山台三丁目5番3の最北端とする。

【格子の回転角】
 67° 38' 51"
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

- 凡例
- 敷地境界
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 地番境界
 - 形質変更時
要届出区域
 - 変更範囲

告示

埼玉県告示第百二十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和七年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

なし

ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業、真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄

造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(金属塗装作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

二 単一等級

枠組壁建築(枠組壁工事作業)、産業洗浄(高压洗浄作業)

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

令和七年六月十日(火)から同年九月九日(火)までの間において、埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

令和七年六月三日(火)に協会事務所で公表する(一部の職種を除く。)

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和七年七月十三日(日)
一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス	令和七年八月二十四日(日)

<p>加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級</p> <p>金属熱処理</p> <p>三 単一等級</p> <p>産業洗浄</p>	
<p>一 一級及び二級</p> <p>機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>令和七年八月三十一日（日）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級</p> <p>枠組壁建築</p>	<p>令和七年九月七日（日）</p>

(2) 実施場所
協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面又はその写し
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇一〇〇七四）

ハ 受付期間

令和七年四月七日（月）から同年四月十八日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百八十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一万八千二百円（一万二千百円）
造園	一万八千二百円（一万二千百円）
鑄造	一万八千二百円（一万二千百円）
金属熱処理	一万八千二百円（一万二千百円）
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
非接触除去加工	一万八千二百円
金属プレス加工	一万八千二百円
鉄工	一万八千二百円
建築板金	一万八千二百円
工場板金	一万八千二百円
仕上げ	一万八千二百円（一万二千百円）

サッシ施工	一万八千二百円
内装仕上げ施工	一万八千二百円
防水施工	一万八千二百円
畳製作	一万八千二百円
タイル張り	一万八千二百円
ブロック建築	一万八千二百円
左官	一万八千二百円（一万二千百円）
とび	一万八千二百円（一万二千百円）
枠組壁建築	一万八千二百円
建築大工	一万八千二百円（一万二千百円）
石材施工	一万八千二百円
プラスチック成形	一万八千二百円
建具製作	一万八千二百円
家具製作	一万八千二百円
婦人子供服製造	一万八千二百円
建設機械整備	一万八千二百円
鉄道車両製造・整備	一万八千二百円
産業車両整備	一万八千二百円
シーケンス制御	一万八千二百円（一万二千百円）
電気機器組立て	一万八千二百円
電子機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
機械検査	一万八千二百円（一万二千百円）

化学分析	一万八千二百円（一万二千百円）
表装	一万八千二百円
塗装	一万八千二百円（一万二千百円）
産業洗淨	一万八千二百円
商品装飾展示	一万八千二百円（一万二千百円）
フラワー装飾	一万八千二百円（一万二千百円）

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉
県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金
額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

令和七年七月十三日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月
二十九日（金）に、その他の職種にあつては同年十月一日（水）に埼玉県ホー
ムページに掲載するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知
協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に
問い合わせること。

告示

埼玉県告示第百三十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和七年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 実施等級別職種

イ 随時二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
铸造（铸铁铸件铸造作业、非铁金属铸件铸造作业）、機械加工（普通旋盤作業、
数值制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工
（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、
ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶
融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立
仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンネルバ
ダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配
電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人
子供既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具
手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業）、プラスチック成
形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作
業）、石材施工（石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工
工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官
作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型
枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンク
リート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施
工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製
下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、
表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧
塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ロ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
铸造（铸铁铸件铸造作业、非铁金属铸件铸造作业）、鍛造（プレス型鍛造作業）、

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセントラ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ハ 基礎級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鉄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセントラ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理

(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書

ロ 提出先

協会

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

申請は、原則として協会が指定する電子申請により行うこと。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を協会が指定する方法により納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一万八千二百円

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第百三十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市見沼区大字膝子字中田九百八十四番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千四百四十四・五四立方メートル

告示

埼玉県告示第百三十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

令和七年七月六日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和七年九月十四日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

令和七年七月二十七日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和七年十月十二日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

インターネットにより行うものとする。

イ 受験申込受付期間

令和七年四月一日（火）午前十時から令和七年四月十四日（月）午後四時まで

ロ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和七年四月七日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

五 設計製図の試験の課題発表

イ 二級建築士試験

(1) 発表の日

令和七年六月十八日（水）頃

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

ロ 木造建築士試験

(1) 発表の日

令和七年六月二十五日（水）頃

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

令和七年八月二十五日(月) (予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>) 等において公表するとともに、合格者に合

格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

令和七年八月二十五日(月) (予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>) 等において公表するとともに、合格者に合

格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

令和七年十二月二日(火) (予定)

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>) 等において公表するとともに、合格者に合格

した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告 示

埼玉県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十号で告示した桶川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

桶川市

二 都市計画事業の種類及び名称

桶川都市計画下水道事業桶川公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第九十号、昭和五十一年埼玉県告示第千三百二十八号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百九十二号、昭和五十六年埼玉県告示第千三百三十二号、昭和五十九年埼玉県告示第二百二十一号、昭和六十年埼玉県告示第六百二十号、昭和六十二年埼玉県告示第千四百一号、平成元年埼玉県告示第二百五十五号、平成三年埼玉県告示第千七百三十二号、平成六年埼玉県告示第九百六十四号、平成七年埼玉県告示第三百四十一号、平成七年埼玉県告示第九百八十六号、平成九年埼玉県告示第三百五十九号、平成十三年埼玉県告示第四十七号、平成十四年埼玉県告示第五百六十七号、平成十五年埼玉県告示第二千二百十二号、平成十七年埼玉県告示第二千三百十五号、平成二十年埼玉県告示第四百七十七号、平成二十三年埼玉県告示第四百五号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十五号、平成二十九年埼玉県告示第千三百八十八号及び令和三年埼玉県告示第三百八十三号の事業地のうち桶川市大字上日出谷字殿山及び字弥勒、大字坂田字向、大字加納字笹原を変更し、大字下日出谷字西、大字加納字後谷及び字宮の脇を加える。

ロ 雨水

(2)	(1)
変更なし	収用の部分
使用の部分	変更なし

告 示

埼玉県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業八潮公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年九月二十七日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号、昭和五十六年埼玉県告示第四百二十五号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十五号、昭和五十九年埼玉県告示第百六十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一号、平成元年埼玉県告示第三百六十三号、平成三年埼玉県告示第六百七十一号、平成六年埼玉県告示第四百九十二号、平成十年埼玉県告示第百六十六号、平成十一年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十二年埼玉県告示第千百六十二号、平成十四年埼玉県告示第千五百九十七号、平成十六年埼玉県告示第六百五十二号、平成十九年埼玉県告示第四百九十三号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十九号、平成二十五年埼玉県告示第四百十六号、平成二十七年埼玉県告示第千三百六号、平成二十九年埼玉県告示第七百十五号、平成三十一年埼玉県告示第十六号及び令和三年埼玉県告示第二百八十七号の事業地のうち、八潮市大字鶴ヶ曾根字冲通、字上中通地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千五百十八号、昭和五十六年埼玉県告示第四百二十五号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十五号、昭和五十九年埼玉県告示第百六十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一号、平成元年埼玉県告示第三百六十三号、平成三年埼玉県告示第六百七十一号、平成六年埼玉県告示第四百九十二号、平成十年埼玉県告示第百六十六号、平成十一年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十二年埼玉県告示第千六百六十二号、平成十四年埼玉県告示第千五百九十七号、平成十六年埼玉県告示第六百五十二号、平成十九年埼玉県告示第四百九十三号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十九号、平成二十五年埼玉県告示第四百十六号、平成二十七年埼玉県告示第千三百六号、平成二十九年埼玉県告示第七百十五号、平成三十一年埼玉県告示第十六号及び令和三年埼玉県告示第二百八十七号の事業地のうち、八潮市大字鶴ヶ曽根字沖通、字上中通地内において事業地を変更する。

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新 B	新旧 A	旧 新 別
	吉川市大字鍋小路字蛇畔一九四番一地先から 同市大字八子新田字蛇畔一四二番一地先まで	区 間
一一・五〇〃 一六・〇〇	一〇・三五〃 一三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
七五六・〇〇	八二〇・〇〇	延 長 (メートル)
	吉川河川防災ステーション 事業に伴う付替え道路の新 設に伴う区域の変更である。	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合

誠

三郷松伏線	路線名
吉川市大字鍋小路字蛇畔三二四番一地从先から 同市大字八子新田字蛇畔一四二番一地从先まで	供用開始の区間
令和七年三月六日	供用開始の期日
令和七年三月四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長五一五・〇〇メートル。	備考

告 示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年三月四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年三月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和六年度埼玉県指定文化財の指定及び追加指定について

ロ 県立高等学校のスクール・ミッションについて

ハ その他